

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出及び添付書類は平成23年4月15日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成23年4月15日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

平成22年12月15日

相模原市長 加山 俊夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ橋本

緑区大山町403番3 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8番地8

代表取締役 亀井 淳

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) アリオ橋本	アリオ橋本

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
大山町403番3 ほか	緑区大山町403番3 ほか

(3) 小売業を行う者の名称等

変更前	変更後
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳 東京都千代田区二番町8番地8 ほか 未定	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳 東京都千代田区二番町8番地8 ほか 85者

4 変更する年月日

平成22年4月1日 ほか

5 届出年月日

平成22年12月10日

6 縦覧場所

中央区中央2丁目11番15号

相模原市環境経済局経済部商業観光課